

介護が必要になったときは

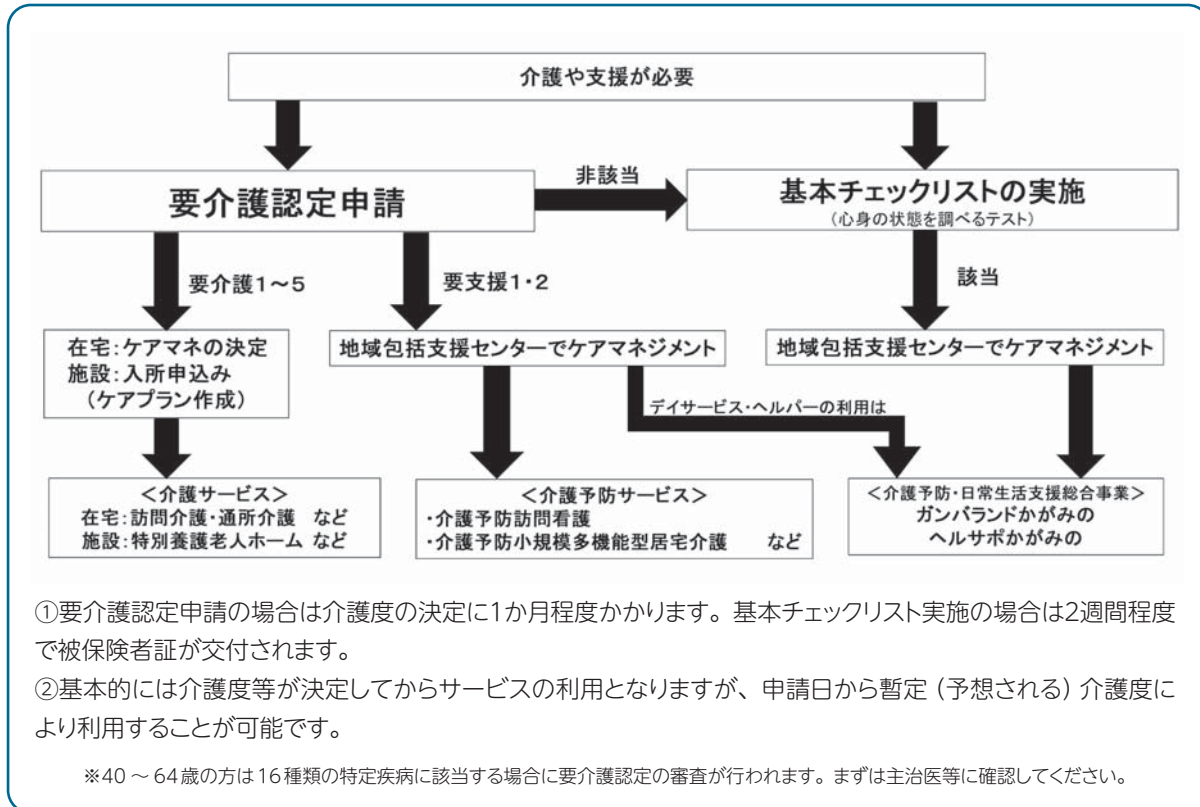
鏡野町役場保健福祉課介護保険係

「家族が脳梗塞で倒れ入院した」、「骨折して歩けなくなった」、「退院後の在宅生活はどうすればよいのだろう」
突然こうした状況に直面した場合、何から始めるべきかわからず不安に感じるかもしれません。今回は介護
が必要になったときの相談先や、介護サービスの利用までの流れをまとめましたので参考にしてください。

■介護が必要になったときの相談先と相談例

入院中の場合	在宅の場合
相談先 ●主治医 ●各病院の相談員(医療ソーシャルワーカー) 相談内容の例 ・退院後の生活はどうすればよいのか? (在宅生活を継続する、施設に入所するなど) ・自宅に手すりの取付けや段差の解消をしたい ・要介護認定の申請はいつすればよいのか?	相談先 ●地域包括支援センター ●役場保健福祉課 ●ケアマネジャー(ケアマネ)※身近にいる場合等 相談内容の例 ・介護保険のサービスを使うにはどうすれば? ・高齢者世帯なのでお弁当を届けてほしい ・事業所の種類が多くて自分に合うのがどこなのか わからない

■介護保険サービスの利用まで



■要介護認定等の内容について、ご不明な点は鏡野町役場保健福祉課介護保険係までお問い合わせください。
鏡野町保健福祉課 介護保険係 電話(0868)54-2986 FAX(0868)54-2891